号を記入の上、申し込み性別・年齢・電話(ファクス)番 講座名・住所・氏名(ふりがな)・ 【申込方法】= 受講の決定を返信はがき、 スまたは電子メ ルで、番号・

師・指導者に関する情報などあするため、ご意見・ご要望や講今後の市民大学運営の資料と ■<br />
そのほか、 ▼ 東郷公民館(42)0053 ▼ 東郷公民館(42)0053 祁答院公民館(21)87 ご意見など

【問合先】 satsumasendai.lg.jp

中央公民館(22)7251

どにおいて、市民のために開設市民大学講座とは、公民館な

される講座です

【**開講期間】**=10月~平成25年3

→講座回数6回以上=1講座1000円

·講座1

5 0 0

講座回数5回まで

りますので、抽選を行い決

?で、あらかじめご了口い決定する場合があ

承ください

定員を超えた場合は、

厳正な

電話での受け付けはできませ

お知らせします。ファクスまたは電子メ

のごと安

講座に係る材料費などの実費

途必要な場合があります

(水) 必着

対象の講座などは無料です。

高齢者および子ども

用することは絶対にありませは、緊急時の連絡を除いて使

氏名(名簿用)などの個人情報

番号	公民館名	対象	講座名	学習内容	回数		学習日程		定員
1	中央	高齢者	楽しい園芸(後期)	園芸の基礎を学び、育てる技術を身に付けます。	5	10月~1月	第2.4木	10:00 ~ 12:00	
2	中央	成人	手作りアクセサリー講座	金属細工などを使って、世界に1つだけ のオリジナルアクセサリーを制作します。	5	10月~2月	第3水	18:30 ~ 20:30	15
3	中央	成人	暮らしに役立つ法務局基礎 講座	相続や遺言などについて学びます。	3	11月	毎週火	10:00 ~ 11:30	30
4	中央	成人	暮らしに役立つマネー講座	人生80年時代の人生設計やお金の上手な活かし方などを学びます。	4	11月~2月	第1水	13:30 ~ 15:30	30
5	中央	成人	「みんなが主役」ボランティア 養成講座(後期)	ボランティア活動を通して学び、活動を 地域へ活かします。	5	11月~3月	第1水	19:00 ~ 21:00	30
6	中央	成人	四季を描こう絵手紙講座	身近な題材を感じたままに、ハガキに描 きます。	4	11月~2月	第1木	13:30 ~ 15:30	20
7	中央	成人	パソコン講座(Excel 入門) 夜の部	マウス操作、文字入力ができる方を対象に、基本操作と表計算の基礎を学びます。	4	11月	毎週月	19:00 ~ 21:00	15
8	中央	成人	パソコン講座(年賀状作成) 昼の部	マウス操作、文字入力ができる方を対象に、年賀状の裏面を作成します。	3	11月	毎週木	13:30 ~ 15:30	15
9	中央	成人	パソコン講座(年賀状作成) 夜の部	マウス操作、文字入力ができる方を対象に、年賀状の裏面を作成します。	3	12月	毎週月	19:00 ~ 21:00	15
10	樋脇	高齢者	パソコン教室	パソコン操作の基本をおさらいしながら、 オリジナル年賀状を作成します。	5	11月~12月	毎週月	15:00 ~ 17:00	10
11	樋脇	高齢者	高齢者すこやか講座	役立つ話を聞いたり、健康のための体操、 料理などをして楽しく過ごします。	5	10月~2月	第2または 第3木	10:00 ~ 12:00	20
12	樋脇	成人	ちぎり絵教室	身近な草花や風景を題材にして、色とり どりの和紙をちぎって貼って描きます。	5	10月~12月	第1・3・5水	10:00 ~ 12:00	10
13	樋脇	小学生 親子	親子絵手紙教室	親子で楽しく絵手紙を描きながら、充実 した時を過ごしましょう。	2	11/10 · 17	土曜日	10:00 ~ 12:00	10組
14	入来	高齢者	楽しい家庭園芸	旬の野菜を有機質肥料や農薬を減らして 栽培する方法を学びます。	5	10月~2月	第2月	10:00 ~ 12:00	30
15	入来	成人	女性学講座	感性を磨き暮らしに美と健康をプラスするコツを4人のプロから学びます。	4	10月~1月	第1水	10:00 ~ 12:00	25
16	東郷	高齢者	パッチワーク教室(初心者)	布の組み合わせを楽しみながら作品を作ります。	5	10月~2月	第1月	10:00 ~ 12:00	20
17	東郷	高齢者	社交ダンス	楽しみながらリズムに乗ってステップを 踏みましょう。	6	10月~2月	第1・3火	13:30 ~ 15:30	20
18	東郷	成人	簡単お菓子づくり教室	パティシエが教える、誰でも作れるお菓 子づくりを学びます。	5	10月~2月	第2水	13:30 ~ 15:30	20
19	祁答院	成人	パソコン講座 夜の部 (年賀状・ハガキの作成)	文字入力ができる方を対象に、年賀状や ハガキの作成について学びます。	4	11月	毎週火	19:00 ~ 21:00	12

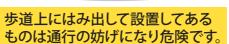
<sup>\*</sup>学習日程は、講師などの都合により変更される場合があります。

### 大きすぎると迷惑。 0 0

屋外広告物は、「目的地を示す」・「商品情報を提供する」・「商店や事務所を表す」など、便 利な役割を持っています。しかし、無秩序な設置は、まちの景観を損なったり、風に飛ばさ れて人がけがをするなどの恐れもあります。ルールに基づいた適正な設置をお願いします。

## 道路上に大きくはみ出した広告







交差点付近にはみ出して設置してある ものは見通しを妨げるので危険です。

## ▶屋外広告物設置に関しては鹿児島県屋外広告物条例でルールが決められています。

- 1. 屋外広告物を「出せる場所」と「出せない場所」があります。
- 場所によって、出せる大きさが違います。
- 3. 屋外広告物を出す際は、市の許可が必要です。

\*ただし、自分の店・会社の看板をその店・会社の建物や敷地内に出す際は屋外広告物の大きさなどにより、 手続きが不要となる場合もあります。事前にご相談ください

4. 場所に関わらず、「表示することができないもの」があります。

場所に関わらず、表示することができないもの(禁止物件)の主な例

のぼり旗 はり紙 はり紙・横断幕 郵便ポスト ガードレール









### ●電柱・信号柱へのはり紙への対応について

電柱や信号柱に直接はり紙などが貼られることがあります。本市では、警察・ 九州電力・NTTと協力して、このような違反広告物の撤去を行っています。 このような違反広告物を掲示した場合は、県条例により30万円以下の罰金が 課せられる場合があります。

# 私たちのまちが魅力的なまちになるよう、 屋外広告物のルールを守りましょう!



【問合先】=本庁都市計画課景観グループ ■(23)5111(内線3423)

11 2012.9.10 広報さつませんだい